

目次

第1章 総則（第1条―第3条）

第2章 一般基準（第4条―第13条）

第3章 実施基準（第14条―第32条）

第4章 報告基準（第33条―第44条）

付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この基準は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。）の規定に基づいて監査委員が行う監査、検査、審査その他の行為の実施に関し、法第198条の4の規定に基づき必要な事項を定めるとともに、議会及び区長並びに関係する行政委員会等（以下「区長等」という。）との関係を明確にすることを目的とする。

（基本方針）

第2条 監査委員は、法第199条第3項の規定の趣旨に沿って、区の行財政運営が最少の経費で最大の効果をあげているか、常にその組織及び運営の合理化に努めているか等の観点に立脚し、公正にして合理的かつ効率的な行財政運営が確保されるよう事務事業の改善指導に意を用いるものとする。

（監査委員の使命）

第3条 監査委員は、法令により定められた権限に基づいて、事務事業の執行について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保することを目的に監査等（第10条各号に定める監査、第11条に定める検査及び第12条各号に定める審査をいう。以下同じ。）を実施し、その結果に関する報告を決定し、これを区長等に提出し、公表するなどにより、民主的かつ効率的な行政の執行確保に資し、もって住民の福祉の増進と地方自治の本旨の実現に寄与するものとする。

第2章 一般基準

(倫理規範)

第4条 監査委員は、高潔な人格を維持し、誠実に、かつ、本基準に則ってその職務を遂行するものとする。

(監査委員の責務)

第5条 監査委員は、独立かつ客観的な立場で常に公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払って職務を遂行しなければならない。

2 監査委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

3 監査委員は、議会又は区長からあらかじめ意見を聴かれた場合には、信義誠実な態度で応じなければならない。

(専門性)

第6条 監査委員は、区の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められ、その職務を遂行するため、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図り、その専門性を維持及び確保するため研さんに努めるものとする。

2 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員（以下「補助職員」という。）に対し、監査委員の職務が本基準に則って遂行されるよう、区の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研さんに努めさせるものとする。

(監査等の質の管理)

第7条 監査委員は、本基準に則って、その職務を遂行するに当たり求められる監査等の質を確保するものとする。そのために、補助職員に対して、適切に指揮及び監督を行うものとする。

2 監査委員は、監査基本計画、監査等の内容、判断の過程、証拠及び結果その他の監査委員が必要と認める事項を監査調書として作成し、保存するものとする。

(情報の管理)

第8条 監査委員は、職務の遂行において入手し、又は作成した情報が意図せず外部に流出しないよう、情報管理を徹底しなければならない。

2 監査委員は、職務の遂行において入手した個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に基づき適切に取り扱わなければならない。

(補助職員の心得)

第9条 補助職員は、職務の遂行に当たっては、特に、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

らない。

- (1) 職責の重大性にかんがみ、常に研さんに心がけ、法令、条例、規則等（以下「法令等」という。）に精通するとともに、絶えず、区政の現状に関心を持ち、監査等の参考となるような資料の収集に努めること。
- (2) 監査等の実施に当たっては、監査委員の方針に従い、対象についてあらかじめ十分研究すること。
- (3) 監査等の実施に当たっては、常に公平謙虚な心構えを持ち、能率的に実施すること。
- (4) 職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- (5) 監査等の進捗状況は、絶えず事務局長に報告し、重要事項その他疑義のある事項については、その都度指示を受けること。
- (6) 監査等の終了後は、速やかに報告書を作成し、監査委員に報告すること。
- (7) 報告書は、事実の記載を主とし、要領よく、かつ具体的に記述すること。

（監査の種類）

第10条 監査の種類は、次の各号に掲げるものとし、それぞれ当該各号の定める内容とする。

- (1) 定期監査（法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査）毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて、次の事項を主眼として実施するもの
 - ア 区の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうか
 - イ 区の事務が合理的かつ効率的に行われているかどうか及び法令等の定めるところに従って適正に行われているかどうか
 - ウ 必要に応じ、区の事務事業の執行に係る工事について、当該工事の計画、設計、施工等が適正に行われているかどうか及び建物等の維持管理が良好であるかどうか
- (2) 随時監査（法第199条第5項の規定による監査）必要があると認めるとき又は定期監査に準じて実施するもの
- (3) 特定行政監査（法第199条第2項の規定による監査）必要があると認めるときに、区の事務が合理的かつ効率的に行われているかどうか及び法令等の定めるところに従って適正に行われているかどうかを主眼として適時に実施するもの
- (4) 財政援助団体等に対する監査（法第199条第7項の規定による監査）財政的援助を与えている団体、出資団体・支払保証団体、不動産信託の受託者及び公の施設の指定管理者に対し、必要があると認めるとき又は区長の要求に基づき、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施するもの

- (5) 公金の収納又は支払事務に関する監査（法第235条の2第2項の規定による監査） 指定金融機関等に対し、必要があると認めるときに、又は区長の要求に基づき、公金の収納又は支払の事務が法令等の規定及び指定契約の約定のとおり行われているかどうかを主眼として実施するもの
- (6) 住民の直接請求に基づく監査（法第75条第3項の規定による監査） 請求に係る事務の執行について実施するもの
- (7) 議会の要求に基づく監査（法第98条第2項の規定による監査） 要求に係る事務について実施するもの
- (8) 区長の要求に基づく監査（法第199条第6項の規定による監査） 要求に係る事務の執行について実施するもの
- (9) 住民監査請求に基づく監査（法第242条第5項の規定による監査） 請求の内容について実施するもの
- (10) 区長の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査（第243条の2の9第3項の規定による監査） 要求に係る事実の有無等について実施するもの
(検査)

第11条 検査は、例月出納検査（法第235条の2第1項の規定による検査）とし、会計管理者の保管する現金（歳計現金、歳入歳出外現金、一時借入金、基金に属する現金及び預り金を含む。）の現在高及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかどうかを主眼として実施するものとする。

(審査)

第12条 審査の種類は、次に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定める内容とする。

- (1) 決算審査（法第233条第2項の規定による審査） 決算その他関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施するもの
- (2) 基金の運用状況審査（法第241条第5項の規定による審査） 基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施するもの
- (3) 健全化判断比率審査（健全化法第3条第1項の規定による審査） 実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4指標並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類の係数の正確性を検証するとともに、区の財政が健全な状況であるかどうかを主眼

として実施するもの

- (4) 内部統制評価報告書審査(法第150条第5項による審査) 区長が作成した内部統制評価報告書について、区長による評価が評価手続に沿って適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかを主眼として実施するもの
(報告の徴取)

第13条 監査委員は、次の各号に掲げる検査の区分に応じ、当該各号に定める結果の報告を会計管理者に対し求めるものとする。

- (1) 指定公金事務取扱者定期検査 法第243条の2第10項の規定による報告
(2) 指定金融機関等定期検査 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第168条の4第3項の規定による報告

第3章 実施基準

(実施の基本方針)

第14条 監査等の実施に当たっては、事務事業の執行が予算及び議決並びに法令等に基づいて行われているかに留意し、積極的かつ指導的に行われなければならない。

(計画的な監査等の実施)

第15条 監査等を効率的かつ効果的に実施するため、リスク(組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。)の内容及び程度、過去の監査結果、監査結果の措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、毎年度監査基本計画を策定するとともに、適切な監査等実施要領を作成し、これに基づいて適時に実施しなければならない。

(監査等の調整)

第16条 監査基本計画の策定及び監査等の実施に当たっては、各種の監査等を相互に有機的に関連させ、総合して成果が上がるように調整運用しなければならない。

(監査基本計画の策定)

第17条 監査基本計画は、次に掲げる事項について定める。

- (1) 当該年度における監査等の基本的な考え方
(2) 当該年度において実施予定の監査等の種類、対象及び実施時期
(3) その他監査等の実施に関し必要と認める事項

2 監査委員は、監査基本計画の前提として把握した事象若しくは状況が変化した場合又は監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜、監査基本計画を修正するものとする。

(リスクの識別と対応)

第18条 監査委員は、第10条第1号から第4号までの監査について、対象リスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、当該監査を実施するものとする。

(内部統制に依拠した監査等)

第19条 前条のリスクの内容及び程度の検討に当たっては、内部統制の整備状況及び運用状況について情報を集め、判断するものとする。

2 監査委員は、第10条第1号から第4号までの監査について、監査の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に当該監査を行うものとする。

(監査等実施要領の策定)

第20条 監査等実施要領は、監査基本計画に基づいて監査等の種類別に作成し、次に掲げる事項について定める。

- (1) 監査等の種類
- (2) 監査等の対象事務等
- (3) 監査等の期間
- (4) 監査等の基本方針
- (5) 監査等の実施場所及び日程
- (6) 監査等の項目及び着眼点
- (7) 監査等の実施手続の選択
- (8) その他監査等の実施上必要と認める事項

2 監査委員は、監査等実施要領の前提として把握した事象若しくは状況が変化した場合又は監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜、監査等実施要領を修正するものとする。

(監査等の実施手続)

第21条 監査委員は、必要な監査等の証拠を効率的かつ効果的に入手するため、監査等実施要領に基づき、実施すべき監査等の手続を選択し、実施するものとする。

(監査等の実施手続の適用基準)

第22条 監査等の実施手続の適用は、監査等の種類、対象、目的、リスクの内容及び程度、監査資源等を総合的に勘案して、試査又は精査による。

2 試査による場合は、その範囲を合理的に決定しなければならない。

3 試査は、監査等の対象となっている事項について、その一部を抽出して調査し、その結果によ

って、全体の正否又は適否を推定するものとする。

- 4 精査は、監査等の対象となっている事項について、違法、不正その他例外事項を発見し、又は問題点等を明らかにするため、全部にわたり精密に調査するものとする。

(監査等の実施手続の選択適用)

第23条 監査等は、関係諸帳簿、証拠書類等に対して、次に定める監査等の実施手続を選択適用して実施する。

- (1) 照合 証拠突合、帳簿突合及び計算突合等のように関係諸記録を相互に突き合わせ、その記録又は計算の正否を確かめること。
- (2) 実査 事実の存否について、実地に現物検証、現場検証等によって直接検証すること。
- (3) 立会 主として物品等の在庫高調査又は実地棚卸を行う際に、現場に立会い、その実施状況を視察して正否を確かめること。
- (4) 確認 事実の存否について、写真その他の証拠書類、当該事項に関係のない第三者の証言等をもって確認すること。
- (5) 質問 事実の存否又は問題点について、監査対象部局の職員などに質問して、回答又は説明を求めること。
- (6) 分析 事実の性質、内容を究明し、これを構成要素別、時間別、比率別、問題別等に分析して異常の有無を確かめること。
- (7) 比較 年度別、時間別、関係要素別等による複数の数値を対照させて観察し、その異同を通じて問題点の有無を確かめること。
- (8) 通査 帳簿等関係諸記録を一通り検討して、異常事項や例外事項を発見し、問題点を明らかにすること。
- (9) 比率吟味 財務分析上の比率法を応用して、記録の正否又は適否を大局的に判断すること。
- (10) 調整 源泉を等しくし、相互に関連のある計数が別々に整理されている場合、それら2組の計数の過不足を追及し両者が事実上一致するかどうかを確かめること。
- (11) 総合 諸種の事実を総合して、総括的な観点から事実を判断すること。

(監査等の実施手続の適用方法)

第24条 監査等（第10条第6号から第10号までの監査並びに第12条第3号及び第4号の審査を除く。）における実施手続の適用は、原則として試査による。ただし、試査によって異常を発見した場合、当該事項については、精査を実施するものとする。

(事前通知)

第25条 監査等を実施するに当たっては、特別の場合を除き、区長等に対し、監査等の種類、期日、場所等をあらかじめ通知する。

(資料要求等)

第26条 監査等を実施するに当たっては、あらかじめ監査項目及び様式を定めて監査等に必要な資料を提出させ、必要に応じて事務事業等の概況について説明を求める。

(事前研究)

第27条 監査等を実施するに当たっては、対象となる事務事業等について、あらかじめ関連法令等の調査研究を行い、基礎知識を習得する。

2 前条の規定に基づき提出された資料について検討し、その問題点を把握する。

3 前回までの監査等における指摘内容及び問題点を把握する。

(監査等の着眼点)

第28条 第20条第1項第6号による監査等の着眼点は、監査の対象により適宜定める。

(監査等の証拠入手)

第29条 監査委員は、監査等の結果を形成するため、必要な監査等の証拠を入手するものとする。

2 監査委員は、監査等の証拠を評価した結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合又は新たな事実を発見した場合には、適宜監査等の手続を追加して必要な監査等の証拠を入手するものとする。

(合理的な基礎の確保)

第30条 監査委員は、監査対象の重要性、不正や誤りの発生する可能性の多い項目並びにリスクの内容及び程度を十分考慮し、報告等の正当性について合理的な基礎を得るまで監査等を実施しなければならない。

(監査等の講評)

第31条 監査等に基づく監査対象部局等の長に対する講評は、原則として、監査等の結果に関する報告の決定の前に行い、これに対する弁明又は意見を聴取することができる。

(監査専門委員、外部監査人等との連携)

第32条 監査委員は、必要に応じて監査専門委員を選任し、必要な事項を調査させることができる。

2 監査委員は、監査等の実施に当たり、効率的かつ効果的に実施することができるよう、監査専門委員、外部監査人等との連携を図るものとする。

第4章 報告基準

(報告、意見の提出及び公表)

第33条 監査委員は、監査等を終了したときは、公正不偏の態度を持って、報告及び意見（以下「報告等」という。）を決定し、速やかに区長等に提出及び公表の手续をとらなければならない。

2 監査委員は、法第199条第11項に定める報告のうち、特に措置を講ずる必要があると認める事項については勧告することができる。

（報告等の作成）

第34条 報告等には、監査委員の責任の範囲を明確にするために必要な項目を記載する。

2 監査等の結果は、簡潔明瞭かつ平易な文章で記述し、誤解を招く表現のないように留意しなければならない。

3 指摘事項については、合理的な基礎に基づかなければならない。

（報告等の提出以前の周知の禁止）

第35条 監査等の結果は、原則として、報告等の提出以前に、区長等以外のものに知らせてはならない。

（報告等の提出）

第36条 監査等を終了したときは、次の各号に掲げる監査区分に応じ、報告等をそれぞれ当該各号に定めるものに対し提出しなければならない。

（1） 第10条第1号から第5号まで及び第8号に定める監査 区長等

（2） 第10条第6号に定める監査 請求人の代表者及び区長等

（3） 第10条第7号に定める監査 議会

（4） 第10条第9号に定める監査 請求人及び区長等

（5） 第10条第10号に定める監査 区長

（6） 第11条に定める検査 議会及び区長

（7） 第12条に定める審査 区長

（報告等の決定）

第37条 報告等の決定のうち、次に掲げるものは、監査委員の合議による。

（1） 第10条第1号から第4号まで又は第6号から第10号までに定める監査の結果に関する報告

（2） 第12条に定める審査に関する意見

2 監査委員は、第10条第1号から第4号まで、第7号又は第8号に定める監査結果について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を区長等に提出するとともに、公表するものとする。

- 3 監査委員は、第10条第6号に定める監査結果について、各監査委員の意見が一致しないことにより、第1項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を代表者に送付するとともに区長等に提出し、かつ公表するものとする。

(報告等の公表)

第38条 報告等のうち、第10条第1号から第4号まで及び第6号から第9号までに定める監査の報告に係るものについては、速やかに監査委員全員の連名で公表しなければならない。

- 2 公表は、足立区公告式条例（昭和25年足立区条例第4号）によるほか、区のホームページに掲載するなど、広く区民に周知することができる方法により行う。

(報告等の記載事項)

第39条 監査結果報告書、例月出納検査結果報告書及び審査意見書には、おおむね次に掲げる事項を簡潔明瞭に記載する。

- (1) 本基準に準拠している旨
- (2) 監査等の種類
- (3) 監査等の概要
 - ア 監査等の実施期間
 - イ 監査等の対象とした部局等
 - ウ 監査等の対象とした事項及び範囲
 - エ その他監査等の項目及び着眼点
 - オ 外部の専門家に監査の基礎となる事項の調査等を委託した場合は、委託した旨
- (4) 報告等の提出日付
- (5) 監査等を実施した監査委員名
- (6) 監査等の結果
- (7) 監査委員の意見

- 2 次の各号に掲げる監査、検査及び審査の前項第6号の監査等の結果には、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- (1) 定期監査、随時監査及び特定行政監査 前項第1号から第3号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令等の定めるところに従って適正で、合理化及び効率化に努めていること。

- (2) 財政援助団体等に対する監査 前項第1号から第3号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正で、効率化に努めていること。
- (3) 例月出納検査 前項第1号から第3号までの記載事項のとおり検査した限りにおいて、会計管理者の保管する現金の現在高及び出納関係諸表等の係数の正確性が確保され、現金の出納事務が適正に行われていること。
- (4) 決算審査 前項第1号から第3号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係諸表等の係数の正確性が確保され、予算の執行が、適正かつ効率的に行われていること。
- (5) 基金の運用状況審査 前項第1号から第3号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、基金の運用状況を示す書類の係数の正確性が確保されているとともに、基金の運用が適正かつ効率的に行われていること。
- (6) 健全化判断比率審査 健全化判断比率及びそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類の係数が正確であり、区の財政が健全な状況であること。
- (7) 内部統制評価報告書審査 内部統制の評価が評価手続に沿って適正に実施されていること及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われていること。

3 前項各号に掲げる監査、検査及び審査の前項第6号の監査等の結果には、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合には指摘事項その他監査委員が必要と認める事項（以下「指摘事項」という。）を記載するものとする。この場合において指摘事項には、指摘の事実、理由、根拠等を分類整理するとともに必要に応じて助言、注意等を付記するものとする。

4 第1項第7号の監査委員の意見は、必要に応じて次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 監査等に関して是正又は改善が必要であると認められる事項等
 - (2) 組織及び運営の合理化に資すると認められる事項等
- （住民監査請求に係る勧告）

第40条 法第242条第1項に規定する住民監査請求に基づく監査を実施した結果、請求に理由がないと認めるときは、理由を付して請求人に通知するとともに、これを公表し、請求に理由があると認めるときは、区長等又は職員に期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、これを請求人に通知し、かつ、公表しなければならない。

（住民監査請求に係る損害賠償請求等の意見の提出）

第41条 法第242条第10項に規定する住民監査請求に係る行為又は怠る事実に関する損害賠償又は

不当利得返還の請求権その他の権利の放棄に関する議決に当たり、議会から意見を求められたときは、意見を提出しなければならない。

(長等の損害賠償責任の一部免責に係る意見の提出)

第42条 法第243条の2の8第2項に規定する長等の損害賠償責任の一部免責に係る条例の制定又は改廃に関する議決に当たり、議会から意見を求められたときは、意見を提出しなければならない。

(職員の損害賠償に係る意見の提出)

第43条 法第243条の2の9第3項の規定による職員の賠償責任に関する監査の結果、賠償責任があると決定した場合において、同条第8項の規定により区長から賠償責任の免除について意見を求められたときは、意見を提出しなければならない。

(監査等の結果報告後の処理)

第44条 監査等の結果、指摘事項又は意見・要望事項については、区長等から適時措置状況の報告を求めるものとする。

- 2 第10条第1号から第4号まで及び第8号に定める監査について、区長等から措置状況の報告があったときは、これを公表しなければならない。
- 3 第10条第9号に定める住民監査請求について、監査委員の勧告に基づき、区長等又は職員から必要な措置を講じた旨の通知があったときは、これを請求人に通知し、かつ、公表しなければならない。
- 4 公表の方法については、第38条第2項の規定を準用する。

附 則

第1条 この基準は、平成15年4月1日から施行する。

付 則 (平成19年7月13日監査委員訓令甲第1号)

この基準は、平成19年7月13日から施行する。

付 則 (平成20年3月17日監査委員訓令甲第1号)

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

付 則 (平成25年3月26日監査委員訓令甲第1号)

この訓令は、平成25年3月26日から施行する。

付 則 (令和2年1月27日監査委員訓令甲第1号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

付 則 (令和5年3月23日監査委員訓令甲第1号)

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 7 年 5 月 26 日監査委員訓令甲第 1 号）

この訓令は、決定の日から施行する。

付 則（令和 8 年 8 月 25 日監査委員訓令甲第 1 号）

この訓令は、令和 8 年 9 月 24 日から施行する。